

平成29年度第2期(7・8・9月分)授業料等納入金の引き落とし、就学支援金及び授業料減免について(お知らせ)

第2期(7・8・9月分)授業料等納入金の自動引き落としについて(4)のとおりお知らせいたします。前日までにご入金くださいますようお願い申し上げます。なお、引き落とし手数料として10円がかかりますのでご注意ください。  
また、保護者の市民税所得割額が(1)の基準を満たしている場合には、7月分から翌年の6月分までの就学支援金(月額9,900～24,750円)の助成が受けられます。ただし、申請が必要となります。(2)したがつて手続きをしてください。  
就学支援金制度に当てはまらない方は高等学校等就学支援金不支給申請書を提出してください。期日までに提出ができない何らかの理由がある場合は事務局(047-353-8821)までご連絡ください。

第2期(7・8・9月分)授業料等納入金と併せて副教材等の学年諸経費も集金させていただきますので(3)をご確認のうえ、(4)の金額のご入金をお願い致します。  
平成29年度 千葉県授業料減免補助事業の詳細は下記(5)とおります。基準を満たしている方は事務局にて申請させていただきます。4号・5号に関しましてはお問い合わせ下さい。

記

(1) 就学支援金制度の申請基準<7月～翌年3月分>

平成29年度 課税証明書・納税通知書・市民税県民税の決定通知書等いずれかをお手元に**市民税所得割額**を「就学支援金制度の申請基準」に当てはめ、必要書類を6月20日(火)までに担任に提出してください。なお、市民税所得割額・特別区民税所得割額は保護者の合計での金額となります。

就学支援金制度の申請基準 課税証明書・納税通知書は市役所にて発行、市民税県民税の決定通知書は務め先より配布される証明書です。

市民税所得割額	目 安 年収は目安です。 必ず課税証明書等で市民税所得割額をご確認ください。 (年収910万円程度以上)	就学支援金の助成額	引き落とし 記号	自動引き落とし金額(3ヵ月分)	
				S・A・B・内進・体育	国際コース
304,200円以上		就学支援金の助成は受けられません	A	144,000	159,000
304,200円未満	(年収590万円～910万円程度)	1倍助成(月額 9,900円)	B	114,300	129,300
154,500円未満	(年収350万円～590万円程度)	1.5倍助成(月額14,850円)	C	99,450	114,450
51,300円未満	(年収250万円～350万円程度)	2倍助成(月額19,800円)	D	84,600	99,600
0円(非課税世帯)	(年収250万円未満程度)	2.5倍助成(月額24,750円)	E	69,750	84,750

+

(3)の  
学年諸経費

(2) 就学支援金制度の申請手続き期間・必要書類

申請手続き期間	必要書類(全員①か②のいずれかの提出があります。期間内に必ず提出してください。)	対象引落し記号
7月～翌年 6月分	①高等学校等就学支援金 支給資格認定申請書または収入状況届出書 ・平成29年度 課税証明書または納税通知書または市民税県民税の決定通知書等(※保護者全員分) ②高等学校等就学支援金不支給申請書・・・市民税所得割額がオーバーな世帯 (4～6月分で就学支援金対象者で7月分より外れる場合は課税証明書の提出をお願い致します。)	B～E  A

★月額納付金免除の待特生も就学支援金制度に当てはまる場合は申請が必要となりますのでご注意ください。

(3) 1学年諸経費詳細(前期徴収分)

(単位:円)

コース名	学年諸経費	スタディ サポート	バプテラー検査	家庭科実習費	総合学習費	スポーツ 振興共済掛金	スポーツテスト	写真(集合)	写真(個人)	進研模試 (第1回目)	Sコース合宿 特別講座	古典芸術鑑賞	国際コース 特別授業	芸術費用
Sコース	音楽	17,103	2,630	1,080	2,000	250	1,656	207	620	670	2,520	5,000		470
	美術	20,408	2,630	1,080	2,000	250	1,656	207	620	670	2,520	5,000		3,775
	書道	19,933	2,630	1,080	2,000	250	1,656	207	620	670	2,520	5,000		3,300
Aコース	音楽	12,103	2,630	1,080	2,000	250	1,656	207	620	670	2,520			470
	美術	15,408	2,630	1,080	2,000	250	1,656	207	620	670	2,520			3,775
	書道	14,933	2,630	1,080	2,000	250	1,656	207	620	670	2,520			3,300
国際コース	音楽	13,723	2,630	1,080	2,000	250	1,656	207	620	670	2,520	1,320	300	470
	美術	17,028	2,630	1,080	2,000	250	1,656	207	620	670	2,520	1,320	300	3,775
	書道	16,553	2,630	1,080	2,000	250	1,656	207	620	670	2,520	1,320	300	3,300
内進・B・体育コース	音楽	9,583	2,630	1,080	2,000	250	1,656	207	620	670				470
	美術	12,888	2,630	1,080	2,000	250	1,656	207	620	670				3,775
	書道	12,413	2,630	1,080	2,000	250	1,656	207	620	670				3,300

(4) 第2期納入金と学年諸経費を併せた引き落とし金額は次のとおりです。引き落とし日の前日までにご入金ください。

引き落とし日1回目	引き落とし日2回目	A	B	C	D	E
7月10日(月)	7月27日(木)	就学支援金の 助成なしの方 1倍助成の方 1.5倍助成の方 2倍助成の方 2.5倍助成の方				
第2期(7・8・9月分)納入金	S・A・内進・B・体育コース	144,000	114,300	99,450	84,600	69,750
	国際コース	159,000	129,300	114,450	99,600	84,750
コース名	学年諸経費	引き落とし金額(2期納入金 + 学年諸経費)				
Sコース	音楽	161,103	131,403	116,553	101,703	86,853
	美術	164,408	134,708	119,858	105,008	90,158
	書道	178,933	149,233	134,383	119,533	104,683
Aコース	音楽	156,103	126,403	111,553	96,703	81,853
	美術	159,408	129,708	114,858	100,008	85,158
	書道	158,933	129,233	114,383	99,533	84,683
国際コース	音楽	172,723	143,023	128,173	113,323	98,473
	美術	176,028	146,328	131,478	116,628	101,778
	書道	175,553	145,853	131,003	116,153	101,303
内進・B・体育コース	音楽	153,583	123,883	109,033	94,183	79,333
	美術	156,888	127,188	112,338	97,488	82,638
	書道	156,413	126,713	111,863	97,013	82,163

	自動引き落とし1回目	自動引き落とし2回目
第3期引き落とし	10月10日(火)	10月27日(金)
第4期引き落とし	1月10日(水)	1月29日(月)

※ 第3期も学年諸経費の集金がございます。

(5) 平成29年度 千葉県授業料減免補助事業の基準<29年4月～翌年3月分>

千葉県授業料減免補助事業は下の表の減免事由のいずれかに該当する方は申請できます。(他県にお住まいの方も申請できます)

授業料から就学支援金を引いた金額が授業料減免対象額となり、認可されますと**年度末(30年3月末)に授業料等自動引き落とし口座へ返還いたします。**

また、減免事由の1号・2号に該当し、入学金を納めた方には、入学金100,000円の1/2(50,000円)を軽減いたします。

授業料減免事由・条件(※29年度の市民税所得割額が対象)	授業料減免額の限度	1ヶ月あたりの授業料減免額	授業料減免年額	入学金軽減額
1号 生活保護受給者(生活保護受給証明書の提出)		27,500 - 24,750 = 2,750		
2号 就学支援金 2.5倍助成対象者(市民税所得割額 0円)	授業料から就学支援金を 差引いた金額	(授業料) - (支援金2.5倍分) 27,500 - 19,800 = 7,700	33,000	50,000
2号 就学支援金 2倍助成対象者(市民税所得割額 51,300円未満)		(授業料) - (支援金2倍分)	92,400	
3号 市民税所得割額 175,500円以下の世帯(目安:年収640万円程度)		減免事由3号で就学支援金1.5倍の場合 27,500 × 2/3 - 14,850 = <b>*3,450</b>	41,400	
4号 29年度に災に遭われた世帯(計画的避難区域からの転入証明等の提出)	授業料の2/3から 就学支援金を 差し引いた金額	(授業料) (支援金1.5倍分)		受けられません
5号 2号～4号に準ずる程度に困難していると認められる方。(家計急変) (解雇通知等証明書の提示をしていただきます)		減免事由3号で就学支援金1倍の場合 27,500 × 2/3 - 9,900 = <b>*8,400</b>	100,800	

※ 就学支援金の提出書類を参考に授業料減免事業に該当する方(2号・3号)は事務局にて申請させていただきます。ただし、東京都へお住まいの3号世帯の方は東京都軽減助成制度へ申請してください。

また、1号(生活保護受給証明書)・4号(罹災証明書・計画避難区域からの転入証明等)・5号(解雇通知等証明書)に関しましてはそれぞれ0内の証明書の提出が必要となります。

就学支援金の申請と併せて書類のご提出をお願いいたします。

(6) 東京都授業料軽減助成金制度の申請書は東京都在住の方へ同封してあります。申請は各自となりますので7月31日(月)までに手続きしてください。

(7) ご不明な点は、この用紙をお手元に学校事務局(047-353-8821)まで、お問い合わせください。